

○委員長(齊藤 明男) ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

議題の確認ですが、配付のとおり進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

1 付託事件審査

○委員長(齊藤 明男) それでは、1の付託事件審査ですが、提出者の説明については省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案9件を一括議題といたします。

御質疑ありませんか。能登谷委員。

○能登谷 公委員 総務部から出ている一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の骨子という部分で、参考についている昇級号級数云々かんぬんとありますが、この見方がちょっと私わからないので、いま一度ちょっとこの表の御説明をお願いしたいんですが、よろしゅうございましょうか。

○総務部人事課長(佐藤 任) このたびの一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますけれども、現在、市の昇給制度につきましては人事評価、勤務成績に基づきまして5段階で昇給区分を設定しておりまして、通常の職員につきましては、極めて良好な場合、8号から、良好でない場合、ゼロ、昇給しないという、5段階の設定になっております。ただし、55歳を超える職員につきましては、おおむねそれらの一般の職員の半分程度の昇給幅ということで、最高、4号までの昇給となっております。今回の改正でさらに、平成24年度の人事院勧告におきまして高齢層の職員の給与の抑制を図るということで、勤務成績が5段階のうち、特に良好、あるいは極めて良好、上位の2区分、これに限って昇給をさせると。標準以下では昇給しないというような形に改正するものでございます。

以上でございます。

○能登谷 公委員 要するに、10人いて、1から5段階あって、普通、3というのは、学校の成績であれば3が4人いて、4、2が2人、2人と、そして5と1が1、1という感じになるわけなんだろうと思うんだけど、私は初め聞いていたときは、55歳になったら昇給しないというお話でちらっと聞いていた。ただ、今これ聞いていたら、極めて良好または特に良好である場合に限り昇給するというので、極めて良好、特に良好というのは、どういう基準でやるの。教えてください。

○総務部人事課長(佐藤 任) 昇給区分の設定につきましての御質問でございますけれども、人事評価は大きく能力評価と業績評価に分けて実施をしております、能力評価は10月から9月までの1年間、

それから業績評価につきましては10月から3月まで、それから4月から9月までの6カ月間を2回、実施をします。この3回の人事評価の結果の組み合わせで昇給区分を5段階に設定をさせていただいておりました、例えばA評価が3つ続いた場合は、このAの区分の極めて良好というところに区分されます。そういった組み合わせで決定された昇給区分に基づいて、この表にありますような昇給の号数を決定するといった仕組みになってございます。

以上でございます。

○能登谷 公委員 何かわかったような、わからないような、あれなんだけど、これは結局、でも評価するのは誰かといったら上司だよ。上司が評価するんですね、それでいいんですね。これ上司が評価するという事は、例えば能登谷という人間は、あいつはだめだという烙印をばしと押されたら、ずっとだめなんだよね。いやいやいやいや、例えば川越部長が能登谷という人間は嫌いだと。例えばだよ、あいつはもう俺に逆らってばかりいると。でも、すごいいいこともやってるんだけど、でも、あいつ、俺どうも鼻に合わない。したら、そういう上司にあったら、結局、その上司がいる限りは昇給しないんだよな、早い話が。評価しないんだから。評価されないんだから。ということは、冷や飯をずっと食っているやつは、ずっと食わなきゃならないという形になるんじゃないかなと。上司のあれによってはだよ。例えば企画部長が、もうこいつ、何ぼやって、常にこう泡飛ばしてやってるな、でも、いいこと言うなって思えばいいんだけど、こいつは俺の言うことを何も聞かないとなれば、嫌いとなれば、もう嫌いな評価になるわけだよ。だから、結局、人事評価という部分というのは、私はやっぱり一人でなくて、前に誰かが言っていた、ほかの委員から言ってたと思うんだけど、第三者的な部分も含めた形でやっていかなければ、やっぱり公正、公平な評価ができないのではないかと私は思うんです。だから、そういう部分の中で、そういう第三者機関、よく今、秘密保護法とか何かで第三者機関、第三者機関って言うけども、第三者機関みたいな形の中の評価制度的な部分を、評価委員的な部分というのは考えているんだろうか、どうなのか。

○総務部長（川越 英雄） ただいま能登谷委員のほうから、この評価の客観性といいますか、そうした部分で、一人の上司が好き嫌いで判断されないような仕組みを考えるべきだという御質問だと思います。

その前に、私、能登谷委員は大好きでございます。（笑い声）

そういう中で、その一人の評価者だけではなくて、この仕組みは1次評価者、2次評価者、3次評価者という形で、その3段階に分けて、その評価が偏らない形、そういう仕組みを構築しておりますし、また、その評価項目も、倫理ですとか事案の対応ですとか判断ですとか、説明、調整、そうしたいろいろな項目の中で客観的に判断できるようなシートを設けてやっているところでございます。ただ、それを外部の形にということになりますと、日常的な勤務状況ですとか、そういうものに基づいた評価になるものですから、なかなかそこは、もうちょっといろいろ検討を重ねなきゃならないのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○能登谷 公委員 そうだよ。第三者といっても、私が言っている第三者というのは内部的な第三者ということで、例えばほかの部局の中で、例えば次長だとか部長が入って評価するとかね、そういう形で、以前、使っていたと。川越部長は俺を大好きだと言うから、そういう部分の中で、好きだった人間が例

えばいてさ、そうすれば、そういうことでばつと評価してもらえ部分とか、あれがあると思う。ありがとうございますね。だから、そういう部分の中で評価していくような形をとっていかなければ、やはり公平、公正な部分が出てこないんじゃないかなと私は思うわけですよ。そして、やっぱり特にとか、極端にすごくあれだというところは、いわゆる報償制と言ったらおかしいけど、あいつは俺のためにとかね。結局、今までの部分の中でいけば、5時から人間がすごくよく言われて、5時から人間で、物すごい給与を稼いでいた人間が確かにいたわけだよ。そういう部分の中で、管理職は、もう下手するとそういう平の職員よりも、平ったら語弊があるけど、平の職員も、普通の職員よりも、そういう職員はもう時間外手当がついて、管理職よりもっと給料をもらっているというようなことが実際にあって、このままでいけば、私は管理職になり手が少なくなってくるんじゃないかという、やっぱり、何と云うかな、危機感があったんですよ。だから、やっぱり管理職でもこういう部分のものが適用するような形の中をもうとっていかなければならないと思うんだけど、管理職にもこういう部分というのは適用になるわけですか。

○**総務部人事課長（佐藤 任）** 昇給制度について、管理職が対象になるかというお尋ねでございますけれども、職務の級に応じまして若干その昇給の号給数が変わりますけれども、基本的には管理職も全て対象にしているものでございます。

以上でございます。

○**能登谷 公委員** そうだね。そういうことをしなきゃさ、一生懸命、管理職だってやって、人事評価して、何してね、自分は報われなかったら、何のために自分は管理職というか部長やっているのか、次長やっているのかというふうな形になってくるからね。そういう部分の中では、やっぱり限られる部分だけれども、やっぱり昇給させる部分というのは昇給させていかなきゃならないと思うんですよ。でも、これでいけば、特Aしか上がらないという部分ですよ。だから、結局、BからEまでは昇給できないという形になっていくので、昇給が大変難しくなる、あるいは、何と云うかな、職員にとって厳しいあれになるけれども、民間の給与、特に函館の民間の給与から比べれば、まだいろんな部分の中で公務員の部分というのは優遇されているという部分があります。そういう部分の中では、やはりだんだんだんだん、民間のそういう部分の制度とやっぱりしっかりした整合性をとりながらやっていくことが、やっぱりこれから必要だということを私、要望しておいて、終わります。

○**委員長（斉藤 明男）** ほかに御質疑ありませんか。小野沢委員。

○**小野沢 猛史委員** 議案第1号、一般会計補正予算の中で今回は繰入金、諸収入、諸支出金があります。

このかわりで質問させていただこうと思っておりますけど、まず、一般会計から温泉事業会計に2億5,300万円貸し付けをしたと。これが返ってくるっていうのかな、一方で支出として返ってくるという形になるわけなんですけれど、この2億5,300万円を貸し付けした時期ですね、私、記憶にないんですよ。いつ、どんな目的で貸し付けをしたのかと。ちなみに、これ議会の議決が必要ですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** 一般会計からの貸し付けの時期等についてのお尋ねでございます。

今回の補正予算で2億5,300万円ほど貸し付けの償還金ということの予算を組ませていただいておりますけれども、トータル的に言いますと、当初予算でも2億1,000万円ほどその原資をその貸し付けについて計上してございますので、トータルで言いますと、約4億6,000万円ほどの貸付残高がございま

す。この貸付時期でございますけれども、平成21年度から23年度分、3年度、こちらで温泉事業に貸し付けをしたという状況になってございます。その際には、こちらのほうの、いわゆる繰り出しの貸付金の予算を計上した形で議会の議決を得ているというものでございます。目的については、経営改善に資するためというものでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** これ企業局の会計の一つということになるんですね、温泉事業会計は。であれば、企業局の例えば水道事業会計とか下水道事業会計もありますけど、その会計から貸し付けるという方法はなぜとらなかったのかなというふうに思うんです。その辺の事情についてはどうなっていますかね。説明していただけますか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** そもそも企業局内の中での貸し付け等について選択肢がなかったのかという考え方でございますが、そもそも企業局というものにつきましては独立採算制の原則というものに立って経営しているわけございまして、その経営に伴う収入をもって事業を行うこととされているところでございます。そういった意味で、いわゆる他会計、温泉事業という他会計に対する単純な赤字解消のための資金、これを充てるということに関しては、その他の会計の独立採算制の原則からはずれるということで、一般会計からの貸し付けというような形をとらせていただいているものでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** そうすると、水道事業会計から他会計に貸し付けをしたという前例はないというふうに理解していいんですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** 過去の他会計からの貸し付けがあるかというような御質問でございますけれども、済みません、手元に詳細なものがないので記憶でございますけれども、建設事業費にかかわって一時的な貸し付けをしたというところがあったというふうには記憶はしてございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** その水道事業会計、下水道事業会計でもいいですけど、その会計から他会計に貸し付けをしたと。それは一時的なものですか。どこの会計に、その建設にかかわって貸し付け云々って今、御説明ありましたけど、調べるのに時間がかかるのであれば、留保して、どなたか先にやっていただいて、正確に答弁いただいたほうがいいと思うので。他会計に貸し付けしたことはないかということを確認したいんです。

○**委員長（斉藤 明男）** ちょっと時間置いたほうがいいね。では、今の小野沢委員の質問をちょっと保留しまして、ほかに。阿部委員

○**阿部 善一委員** それでは、アリーナの予算が計上されておりますので、ちょっとお伺いします。

2つほどまずお聞きしますけれども、1つは本体工事の関係で、大手が受注しましたけれども、これ市内の建設業者を見ると、非常にアベノミクスで世の中は沸いてるようですけども、依然として厳しい状況に置かれていると。この前も古いトラック業者が1社倒産をしたという報道もありましたし、この前、同じトラック業に携わっている、たまたまお風呂屋で会ったら、もうアベノミクス効果はどうですかと聞いたら、ガソリンが値上がりして大変なんだと。11月、12月も仕事はかなり多いんだけど、もう走れば走るほど赤字だと。いわゆるサーチャージ制がないものですから、だから本当、これはえら

い迷惑なんだという話をし、厳しい状況だということですね。建設業も、いいところはいいかもしれませんが、そうじゃないところは非常になかなか、まだまだ世の中で言われているように大企業を中心としたV字回復には全然至っていないと、依然として厳しいという中で、この本体工事に関して、これは地元の下請けの業者を使う予定があるのか、ないのか。あるいはまた、その資材の購入なんかも地元のそういう商社を通して購入されてるのかどうなのかと。その辺については、皆さんはどの辺まで把握されてますか。

○**教育委員会生涯学習部長（政田 郁夫）** 建設工事の地元発注についてのお尋ねでございます。

建設工事の発注に当たりましては従前から、「地元発注じゃない」と阿部委員）地元の下請けの活用ということですよ。そういう部分では、ちょっと下請けさんがどこまで入ってきてるかという状況はつかみ切れてませんが、元請けさんからの話、打ち合わせしている中では、できる限り地元の下請けさんを広く使っていくというようなお話もございましたので、そういう部分では地元の下請けの力を借りなければ、これだけの工事は成り立たないのではないかなというふうにも私どもも思ってますし、そういう面で、地元の企業の活用というか、下請けでの活躍と言うんですか、そういった場面については元請けさんを通じて、できるだけ訴えていきたいなというふうに思ってますし、それから地元資材につきましても、基本的には発注している都市建設部のほうから、できるだけ地元の資材を活用していただくようお願いしているというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○**阿部 善一委員** 都市建設部の発注、しかし、責任はこれ教育委員会なんだよね。要するに、市役所全体ですよ。窓口がどこかという話ですけれども、全然話を聞くとわからないというのが、ことで、別に函館市、厳密に言うと、市内の下請けを使わなければできないということではない。道内だってどこだってあり得るだから、あるいは道外もあり得るわけだから、その中でどれだけ多くの下請けの業者を中に入れてもらうかと。もちろん単価、値段の面もあるし、そういうことなんですよ。だから、そこはひとつきちんと捉えてほしい。それから、資材の購入は多分これロットで、恐らくロット購入だと思うんですよ。そうすれば、単純に言って、本州のどかいところと、あるいは例えば札幌なんかも当市の、これは勝負にならないんです、実は、現実には、だけど、それでもこの経済波及効果というものをやっぱりできるだけ多く市内に配分するというのであれば、それもやっぱり落札したところに対してきちんと申し入れ、正式にするならするということをしなければ、経済波及効果というのは余り期待できないんですよ。そうすると、みんなどうなるかと、白けちゃう、業者が、みんな含めて。そういう状況なんです。だから、その辺は、これ都市建設部のほうが主体的にやっているのであれば、改めて委員会でそういう話があったということを伝えて、何らかの次のアクションを起こしてほしいなと思います。これはこれで終わりますけれども、また、このアリーナに関連して、相当の木を切られている、あるいは移植をしていると思うんですが、全体でどれくらいの木があって、その対象になった木があって、移設あるいは伐採、これの内訳をちょっと教えてほしいなと。

○**教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春）** ただいまアリーナの樹木、市民会館の前にありました湯川公園の樹木についてのお尋ねだと思いますけれども、全体で約1,200本ございましたけれども、その中で移植をしたのが約6割、700本弱のものを移植して、残りは残念ながらかなり高木だったことも

ありますし、一定の方針に基づいて移植ができるものを優先するというので、残り4割については残念ながら伐採をしております。

以上でございます。

○阿部 善一委員 そこで、移植するのは、それはそれとして結構です。あと、伐採したものの再利用、これはいろいろ方法、形はあると思うんだけど、そういう点については皆さんは何かいろいろプランを持ってますか。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） ただいま残りの4割についての再利用というお話でしたが、基本的には無駄にしないという観点で、例えば園内で使用しますベンチであるとか、あるいは看板ですね、そうしたものに活用する。それでもまだ余りますので、今検討しているのは内装材、仕上げの材として壁に貼る、そういうような製材ができる可能性があるということで、そうしたものを含めて今検討している最中でございます。

以上でございます。

○阿部 善一委員 ぜひそういう方向でやってほしいなど。あとはまた、一般市民の方も、例えばこれはどうしてもそういうものにも適さないと、これはもう、あとはもう燃やすしかないんだというものがある、その中でも一般の方がもし、そういうのを知らないわけですよ。それを何らかの形で、一般の方にもそれを無償でお分けすると。その代わりに、運賃はその要る方が払ってくださいという形をとれば、もっと本当に捨てる物がなくて、何らかの形で再利用になるような気がするんだよね。そういう、例えば五稜郭の春先に桜の木を剪定しますよね。そのときに、その剪定した枝は非常にあっという間になくなる。これはもう皆さんが承知なわけですよ。剪定すれば、これは自由にあそこから持っていてもいいと。大変喜ばれているんですよ。だから、そういう再利用でできないような、看板とか椅子とか、そういう物にできない中で、そういういろんなものの形で、一般市民が欲しいというものであれば、宣伝をし、そして、そういう形にしたらいんじゃないかなと思ってますけど、そういうお考えはありませんか。

○教育委員会生涯学習部参事3級（池田 敏春） 先ほど御答弁申し上げましたけども、無駄にしないというような観点からすると、多分、無駄にしないながらも端材というのは出てくる可能性があります。ですから、そうしたものを御希望する方にお分けするというんでしょうか、提供するというようなシステムですね、桜の事例もございましたので、そうしたものも研究しながら、御提案の趣旨に沿った形でできればというふうに検討してまいります。

以上でございます。

○阿部 善一委員 ぜひそうしてください。終わります。

○委員長（齊藤 明男） ほかにありませんか。紺谷委員。

○紺谷 克孝委員 最初に、先ほどの能登谷委員が質問された一般職の給与に関してちょっとお聞きしたいんですけど、これは給与にそういう格差というか、をつけて、55歳を超える部分についても格差をつけてやるというのが先ほど明らかになったんですけどね、これは一般の給与だと既に手当で導入されていて、給料はいつからですか。

○総務部人事課長（佐藤 任） 昇給の導入時期のお尋ねでございますけれども、勤勉手当につきまして

は、委員御指摘のとおり、ことしの6月の勤勉手当から導入させていただきましたが、昇給につきましては、人事評価結果が最初に適用するのが来年1月1日の昇給期からとなっております。

以上でございます。

○紺谷 克孝委員 そうすると、同時期にこれを導入するというふうになるわけですが、私どもは一貫して職員にそういう格差のつくような給与配分、配分をつけてやることについては好ましくないということで賛成の立場ではなかったですが、今、手当にだけ導入されて実施されているということで、そういう導入して効果が出ているものかどうか、具体的な効果についてお聞きしたいと思いますけど。

○総務部人事課長(佐藤 任) 人事評価結果の給与反映の実際の効果ということでございますけれども、この制度につきましては、導入時点で、その努力を重ねて実績、成果を上げた職員については、それに報いることができるような制度ということで、職員のモチベーションを高めて組織の活性化を図るといような目的で導入させていただいたものでございます。実際の効果といいますのは、ことし6月に実際に給与反映を始めたところでございますので、まだ目に見えて具体的なこととはなかなかちょっと御説明しづらい部分もございますけれども、やはりこのシステム自体が目標管理に基づく評価という性格がございまして、上司と、特に行政評価の場合においては、半期ごとに目標設定していただいて、それを意識しながら日常業務を行っていただくと。その達成度合いに応じて評価をさせていただいて、結果が給与に反映されるということでございますので、そうした、職場の中でそういう目標の共有ですか、それに向けて努力するという意識、こういうものの意識づけするような効果は出ているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○紺谷 克孝委員 何かかなり抽象的で、特別に具体的にこういう効果が現れているということは、何か答弁には特にはないような気がするんですけどね。それで、私はやはりもう少し、手当で導入したのであれば、実績を見た上で、そういう、どういう効果が出ているから、さらにこうやりたいと。一般給与の場合も私は同じだと思うんですけどね、そういうことで納得の得るような、そういう理解と納得を得たような形で、ぜひ進めるのであれば進めていただきたいと。例えば、先ほどの議論でも、職員を評価するときは上司が評価すると言ってましたね。だけど、上司の人がA、B、C、D段階で、例えばD段階の人の上司が評価するのであれば、それは間違った評価になるんですけどね。そうですね。そうすると、A、Bしか評価する人がいないのではないかというふうになるわけですね。だから、もう制度自体に矛盾があるんですよ、これ。そういう点で、私としてはやはり公務的な、1つの職場で同じ仕事をしていくということは、協力していくという関係が非常に重要だと。その中で、本当に能力とかそういうところに格差があるのかどうかもわからないで選別するということについては、同じ仕事をしていく上でも非常に支障を来すということで、逆効果じゃないかというふうには思っているんですけどね。そういう点で、きちんとその、既に実施したのであれば、効果は効果としてこういう効果があるんだと、厳密にやってそういう効果が出るような施策なのかどうかということもきちんと検証した上で、やはりそれほどいい制度でなければ、やめていくということで、どこでもこれで十分な効果が出て、抜群の仕事がうまくいったという話を余り聞いたことがないですからね。そういう点で、制度についてももっと厳密に精査しながら見直ししてほしいというふうに思います。

それから、もう1点は、学校給食のことについてもちょっと1点、第24号についてお聞きしておきたいと思います。今回の提案は、駒場の調理場を今度は合わせて千代ヶ岱小学校との親子にするということで、そうすると駒場ではこれ2校だけですか。ちょっとその辺、お聞きします。

○**教育委員会学校教育部保健給食課長（阿部 慶太）** このたびの条例の提案の部分でございますが、駒場小学校を親学校といたしまして、千代ヶ岱小学校、こちらを子学校といたしまして、親子共同調理場として設置をすると、そういう条例の趣旨でございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうすると、今まで駒場と千代ヶ岱も、これ自校方式で単独校として給食を行っていたというふうに思うんですけど、これはこの単独校を親子でやるというふうに変更したことの理由についてお聞きします。

○**教育委員会学校教育部保健給食課長（阿部 慶太）** このたび千代ヶ岱小学校を子学校といたしました理由についてでございますが、退職者の状況等によりまして親子共同調理場へ順次、この間、進めてきております。このたびにつきましては、千代ヶ岱小学校の調理場の老朽化が進んできたことに加えまして、全市的な食数の減少や退職者の状況、さらには調理場の規模、配送距離など、さまざまな要素を総合的に勘案いたしまして、単独調理場の駒場小学校と千代ヶ岱小学校を親子化するものでございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうすると、この食数について、現状で駒場と千代ヶ岱について、生徒数というんですか、食数、それをお知らせください。

○**教育委員会学校教育部保健給食課長（阿部 慶太）** 食数につきましては、26年度の予定食数でございますが、駒場小学校が373食、千代ヶ岱小学校が143食、合わせまして516食の予定でございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** 学校給食については、やはり規模が小さくても、小さい規模の中で行き届いた給食をしていくと。それで、温かい給食をつくった学校で、すぐにその場で提供できるというのが理想だと思うんですね。やはり、そういうことを目指して給食を進めていくというのが私は本来あるべき姿だと思うんですね。だから、今まで自校方式でやっていたのを、退職者が出るからという、これは余り理由にはならないと思うんですね。それは役所側の都合ですからね、子供たちに何も関係ないことですからね。だから、本来であればそういう方向を目指すという考えはないのかどうか、聞くところによると、昭和小学校なんかはたくさん、親子で子供がたくさんいてですね、非常に規模が大きくなってきているというふうに聞いておりますけど、そういう、教育委員会として学校給食を規模を拡大して共同調理方式にして、親子でも子供をどんどん増やしていくという、そういう考え方に立って、例えば東部4地域もそうですけど、榎法華に建設した共同調理場も、言ってみれば東部4地域を全部網羅した形で、今やっていることでいろいろ問題が出ているというふうには思うんですけどね、基本的な考え方としてその辺をどういうふうに整理しているのか、お聞きします。

○**教育委員会学校教育部保健給食課長（阿部 慶太）** 学校給食の親子化に伴っての考え方についてのお問い合わせをいただいたかと思えます。

私どもといたしますと、単純に親子化するという考え方ではなく、あくまでも今後も学校における食

育の重要性など、そういったことを鑑みながら、学校給食を取り巻く環境の変化を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そうすると、食数が少なくても、きちんと行き届いた給食をするためには、自校方式のほうがより優れているというふうな考え方はないんですか。親子でどんどん増やしてね、食数を増やしていくというより、やはり自校方式のほうが、より子供たちに温かい給食を配っていく上で、そのほうがよりいいという考え方が教育委員会としてあるのかどうかということについてお聞きします。

○**教育委員会学校教育部保健給食課長（阿部 慶太）** いわゆる自校方式の調理場、これは単独調理場と呼ばれておりますが、単独調理場におきましては、例えばできあがってすぐの給食が食べられるのですとか、それから調理員さん、そこで働いておりますので、調理員さんと触れ合える、こういったものによりまして副次的な教育的な効果、こういったものは親子共同調理場にはない部分としてあろうかと思えます。私どもとすると、単独調理場の部分につきましては、そういった特徴、こういったものがあるかと思えます。一方では、その施設、こういったものの老朽化ですとか、そういったものもございますので、総合的に勘案いたしまして、単独調理場はそういった特色を生かしながら引き続きそこで給食をつくって出すということを、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** 今、答弁あったとおり、単独校でやっていくというのは非常に優れた側面があるということですね。だから、私としても、能率化とか効率化ということで委託を進めると同時に、そういう共同調理場を増やして、そしてそこで食数を増やして、そういうふうなやり方については、やはり可能な限り、確かに老朽化した単独校の給食場を改良するということについてはお金もかかると思えますよ。しかし、市長も子供にはお金をもっとかけたいと、かけるべきだというお話もあるし、教育長ももちろんそういう立場だというふうに思えますので、ぜひむやみに増やしていくと、今回は食数的に見てもそれほど大規模な拡大というふうにはならないですけど、やはりそういう拡大についても慎重に考えると、共同調理場化、親子についても子供を増やすということについては慎重に進めていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

それから、次に一般会計の関係で、小野沢委員とのちょっとだぶりもあるんですけどね、一般会計の地域振興基金の繰入金について、基金から3億6,000万円を繰り入れるというか、歳入としてあると。それが温泉事業の補助金として支出されるということで、この補正予算にあるんですけどね、この3億6,000万円を基金から繰り入れたというのは、何の根拠に基づいて繰り入れたのかをお聞きします。

○**財務部財政課長（小林 利行）** 地域振興基金からの繰り入れの根拠ということでございます。

このたびの3億6,000万円の繰り入れにつきましては、基金の運用面という部分で基金から一般会計が現金を借り入れるというものでございまして、この根拠といたしましては、函館市地域振興基金条例がございしますが、その第4条の中で貸し付け及び繰りかえ運用、こういったものが可能だということを示しているものでございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** 確かに地域振興基金条例の第4条には、財政上必要があると認めるときは、確実な繰

り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を各会計に貸し付け、あるいは現金に繰り替えて運用するということができるということができる規定があるんですよ。これは、そうすると、目的が、どのような目的だということもはっきりさせた上で、はっきりしてるのかどうかかわからないですけど、この場合は、お聞きしますが、どういう目的でもってですね、この場合、一般会計が貸し付けを受けたかという、その目的はどのような目的なんですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** 一般会計の借り入れの目的ということでございます。

先ほども御答弁させていただきましたけれども、あくまでも今回の基金からの繰り入れというものについては基金の運用面を捉えたものでございまして、そういった意味で基金の目的に沿った形の取り崩し、こういったものではないという部分でございます。現実問題として、一般会計が3億6,000万円、どのような目的で使うかと申しますと、先ほど紺谷委員がおっしゃったように、今回の温泉事業への補助金、こういったものの原資として今回長期借り入れを基金からしているというものでございます。

以上でございます。

○**紺谷 克孝委員** そういう基金の貸し付けを、貸し受けを受けて、それを、どう言うのかな、企業会計の、そこに補助金として支出するということだと思うんですよ。それで、私は、それは、温泉事業というのは、小野沢委員の今の質問の俎上にあるんですけども、要するに温泉事業の累積した赤字部分に補填するというのがその目的だというふうに思うんですけど、私は、確かに貸し付けという内容で第4条には合致する可能性はあるとしても、第1条で函館市民の連帯の強化及び地域振興に資する事業というふうに、第1条でこの設置のですね、どう言うんですか、目的みたいのをきちんとしてうたっているということは、たとえこの合併特例債であろうと何であろうと、貸し付けであろうと、それから繰りかえ運用であろうと、全てこの地域振興基金のこの条例の第1条に照らして、そして、それが合致しているということが必要だと。それでないと、何でもありきになっちゃうんですよ、これ。そういう地域振興基金の第1条のその趣旨にやっぱり沿うような形で、これは、貸し付けを受ける場合でも、そういうのがなきゃだめだと、精神がきちんとしてこになきゃだめだというふうに思うんですけど、いかがですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** このたびの一般会計の借り入れが目的に沿わないのではないかと趣旨のお尋ねでございます。

紺谷委員おっしゃるように、地域振興基金におきましては、第1条で設置の目的を記載してございまして、函館市民の連帯の強化及び地域の振興に資する事業を行うためというふうにしてございまして。ただ、この目的につきましては、この基金の運用益を使う、もしくはその基金を取り崩して、処分して使う、こういった基金の活用目的を示しているものでございまして、このたびの3億6,000万円の借り入れにつきましては、あくまでも基金の現金をいかに運用をするかという側面で借り入れをしてるものでございまして、いわゆるその基金の運用という面を捉えれば、貸し付ける形もありますし、一般会計からの繰り替え運用、さらには国債を買うというようなものも運用ということで、その基金を安全かつ効率的に保管、運用する、そういった側面でございますので、特にその第1条の設置目的以外に運用ができないのではないかと趣旨には当たらないというふうには思っております。

以上でございます。

○紺谷 克孝委員 私はこの第1条は、目的で、やっぱりこの条例自体が全体としてそういう枠を設けたね、だからこそ地域振興基金ということで、そういう名前があるんですよ。今の答弁にあるとおり運用とか貸し付けで何でもできるんでねということになると、この基金を利用して赤字でも何でもお金を借りて全部埋めていくというふうにつながるんですよ、これ。そういうことをどんどんやれば、この地域振興基金の存在価値をないような方向に行く可能性が私は十分にあると思うんですね。そういう点で、私はこれは厳格にある程度、この条例の要綱にのった形で、この条例自体が果たして本当にその目的に合致するような内容になっているかどうかというのちょっとあるんですけどね、そういう方法での使い方に限定すべきだと、この目的に沿った形でね、そういうふうに思いますので、これはちょっといかがなものかというふうに思っております。

○委員長（斉藤 明男） 答弁を必要としますか、紺谷委員。

○紺谷 克孝委員 いや、これで終わりです。

○委員長（斉藤 明男） 要らないですか。はい。

ほかにありませんか。

いいですか、財務部の先ほどの小野沢委員の資料、ありますか。（「はい」という声あり。）それでは、小野沢委員、準備できましたので、いいですか。（「はい」と小野沢委員）

○財務部財政課長（小林 利行） まず、答弁につきまして、お時間をいただいたこと、大変申しわけございません。

先ほど小野沢委員から御質問の他の会計からの貸し付けの実績ということでございまして、直近の事例で申し上げますと、温泉事業会計が平成19年3月に水道事業から、これは植物園の改修事業費として約2億2,000万円ほど借入れをしてございます。また、病院事業会計におきましても19年3月に営業資金の、営業運転資金といたしまして、これも水道事業会計から貸し付けを受けてるといような実績でございます。

以上でございます。

○小野沢 猛史委員 交通事業会計に貸し付けたことはありませんでしたか。水道事業、または、それも相当長期間にわたって。交通事業会計に水道、または、下水道は大分前にさかのぼればそんなに経営状況よくなかったから難しいかもしれないから、そこは記憶ありませんか。どうですか。

○財務部財政課長（小林 利行） 確かに交通事業への貸し付けというものに関しては、交通事業が他会計から借入れをしてたというふうな過去に実績はございます。ただ、記憶の中では一般会計からの貸し付けのみだったという記憶がございます。他会計から、他の一般会計以外からの貸し付けというものについては、特に今、なかったようには記憶はしてございます。

○小野沢 猛史委員 私の記憶ではあるんですよ。どちらが正しいか、調べてみなければわかりません。私も断言できませんけど、いろいろと過去に交通事業会計についてはいろいろと調査して、自分なりに、それなりによく承知しているつもりなので、多分間違いないんじゃないかなと思うんですけど、自信を持ってそうだと言い切る、そういうことにはなりませんので。しかし、他会計に貸し付けた実績はあると。ちなみに温泉事業にその熱帯植物園の改修で貸し付けた2億何がし円というのは、返済はちゃんと済んだんですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** 水道事業からの貸し付けの部分でございますけれども、温泉事業の、これは平成19年に約2億2,000万円ほど貸し付けてございますが、これは熱帯植物園の改修事業ということでの貸し付けでございます。熱帯植物園が一般会計に引き継がれた際に、これらの債務は全部解消してるといふふうになっております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** くどいようですが、その債務というのは一般会計で精算したということですか。温泉事業会計の中で精算したということですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** あくまでも温泉事業会計と水道事業会計の貸し付けの条件でございますので、その会計間で処理されているというふうになってございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** それで、今回の、先ほど紺谷委員も発言されてましたけれども、地域振興基金から3億6,000万円取り崩して一般会計に繰り入れをすると。これは、やっぱり私もこの地域振興基金の設置の目的からいって、なじまないのではないのかなというふうに思うんですよ。もう一回、その辺説明していただけますか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** このたびの地域振興基金の活用目的と今回の繰り入れの関係でございます。このたび地域振興基金からの繰入金の計上につきましては、あくまでもその基金の運用面から捉えているものでございまして、今現在40億円ある地域振興基金をいかにして運用するか、これは一般会計が基金から貸し付けを受けて、将来的に基金にちゃんと利息をつけて返すというような面で捉えてございまして、目的の部分に関しましては、基金を取り崩し、事業を行う、もしくはその運用益を活用した事業を行う、こういった基金の活用の目的を言っているものでございまして、今回はそういった現金、基金の現金40億円をいかに運用していくかという面での側面の繰り入れでございますので、特に条例の目的、趣旨に合致しないというものではないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** そうすると、第4条の規定によれば、これはあらかじめ繰り戻しの方法だとか、当然、期間、それから利率を定めてということになるんでしょうけれども、それはどんなふうに決めているんですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** 基金の貸し付けの条件等をあらかじめ定めるといふことの御質問でございます。

函館市におきましては各会計に対する基金の長期貸付要綱というものを定めてございます。こちらにつきましては、平成19年から定めているものでございまして、まず基金を貸し付けする場合の利率等につきましては、貸付日に適用となる財政等融資貸付基金の利率として、変動利率3年据え置き、5年見直しというものを活用するといふふうにしてございます。あと償還期限については15年以内ということで、この貸し付け条件についてはこの要綱で定めているといふものでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** これって具体的に返済計画とでも言うんですか、何年で、利率をどれくらい利息をつけて返還するとか、具体的には個別にこの案件については決定してるんですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** このたびの返済についての条件についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおり3年据え置き5年利率見直しということでございますので、最終的に5年後の利率見直しがございますけれども、償還年度とすれば平成26年の9月から毎年半期ごとに、平成39年の3月まで、3億6,000万円、これを一般会計が基金のほうに返還をすると、償還をするというような状況になってございます。

○**小野沢 猛史委員** その償還をする原資は何ですか。

○**財務部財政課長（小林 利行）** 償還財源ということでございます。

こちらについては、特に特定財源というような性質のものではないものですから、一般財源、税等、こういったもので賄うということを予定しているものでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** そうすると、要するに早い話が税金を使って補填をすると、一口に言えばですね、に過ぎないということになるわけです。いろいろ運用云々とおっしゃってるけれども、税金を使ってこの温泉事業の、結果として残した赤字を補填してやらにすることだということだというふうに思うんですね。そういうことが市民的に理解を得られるかどうかということは、私どもは大変疑問があると。難しい、無理があるのではないかというふうに思います。基金の設置目的だとか、あるいは税金の使われ方だとか、そうことを総合的に判断して、これは私どもとしては容認することはできないなというふうに思っています。

以上を申し上げて終わります。

○**委員長（斉藤 明男）** ほかに御質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（斉藤 明男）** なしですか。はい。質疑を終結いたします。

ここで理事者は御退席ください。

（企画部・総務部・財務部・消防本部・教育委員会退室）

○**委員長（斉藤 明男）** これより各事件に対する協議を行います。

先ほどの質疑等を踏まえ、当委員会に付託された議案9件に対して、委員間で協議すべき事項はございますか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（斉藤 明男）** ないようですので、これより議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案9件について、順次、各会派の賛否をお伺いいたしますが、発言の際には、賛否理由につきましてもあわせて御発言をいただきますよう、お願いいたします。

それでは、市政クラブさん。

○**金澤 浩幸委員** るる御審議ございましたけれども、うちとしては特に否定するところまではいかないだろうということで、全てマル。

○**委員長（斉藤 明男）** 次に、民主・市民ネットさん。

○**道畑 克雄委員** 今やりとりされてた地域振興基金の関係等々でちょっと気になる部分というのはあるんですけども、ただ、温泉事業の話でどういう状況になっているのかという話だと、ここの所管の話

でなくなってしまうので、そこまで立ち入って検討するのはちょっと難しいかなというのもあるので、ほかの予算も出てますので、それらについての執行ということもありますから、民主・市民ネットとしてはマルということで。全て、以下10号から31までマルということで、1を含めてですね。

○委員長（齊藤 明男） 公明党さん。

○茂木 修委員 民主・市民ネットさんと同じでマルです。

○委員長（齊藤 明男） 市民クラブさん。

○小野沢 猛史委員 私どもは議案第1号一般会計補正予算についてはバツです。その理由は、地域振興基金を取り崩して、取り崩してというよりも、その運用という表現を使ってみましたけれども、要するに3億6,000万円、取り崩して貸し付けしたその3億6,000万円を繰戻す原資は一般財源、市民の税金ということですから、一般会計から直接繰り出すのと全く同じということで、これについては、もちろん一般会計から繰り出すことであっても、地域振興基金を取り崩す場合であっても、私どもはこれは容認できないと。性格上非常に問題があると。これをやると何でもありになってしまうというようなことで、反対です。あとはマルです。

○委員長（齊藤 明男） 日本共産党さん。

○紺谷 克孝委員 1号議案は今発言もあったとおり、私どもも、この地域振興基金条例の目的に沿っていないということで、この4条についても、1条を尊重する規定だというふうに考えて、その目的に沿わない、それこそ何でもありきの、そういう貸し付け等のやり方については賛成できないということでバツです。それから一般職の12の、一般職の給与、これも新たに格差をつける、拡大させる条例の改正になっているということでバツです。10はマルです。それから12はバツで、それから13はマルです。それから20と23は、これは消費税の転嫁ということで、まだ決まってもいない消費税を、たとえ興業部門については、についてかけると、興業部門であろうとかけるべきでないというふうに思いますので、20、23はバツです。それから24、30、31はマルです。

○委員長（齊藤 明男） 一通りお聞きいたしましたので、各会派の採決態度の確認をいたします。

市政クラブさんは、1号から31号まで全てマルと。民主・市民ネットさんも同じくマル。公明党さんも同じく全部マルと。市民クラブさんが、議案第1号がバツ、あと10号から31号まではマルと。それから日本共産党さんは、議案第1号がバツ、10号がマル、それから12号がバツ、それから13号がマル、20、23がバツ、あとは24、30、31がマルと。こういうことでよろしいでしょうか。

○小野沢 猛史委員 どうもちょっとつけ加えて発言しないといけないことがありました。失念してました。3名は反対ですけども、1名態度が異なる者がおるということをあらかじめお含みおきください。

○委員長（齊藤 明男） 1名。

○小野沢 猛史委員 はい。退場することになります。

以上です。

○委員長（齊藤 明男） 1名退場ね。はい、わかりました。

各委員から何か御発言ありますか。

○阿部 善一委員 今のその問題になった基金の取り崩しの問題で、この運用は経済の委員会でやるんだけど、その、なぜそうなのかと。基金から一般会計に入れるについては、この総務の委員会の所管

になるけれども、やっぱりなぜそういう形で、一度に入れなきゃならないのかというって、それを次にどうしていくんだという展開がなかなか、実は他の委員会の所管なもんだから、先ほど道畑委員も言ったように、あるんですよ。こういうのっていうのは、その全体の、我々全体を通して審議をするときに、非常に中途半端な議論しかできないんだけど、こういうことは、これは今ここでやることはできないけど、こういう問題提起としてね、すべきじゃないのかなというふうには思いますけど。

○委員長（齊藤 明男） 阿部委員言うとおりの、今回は議案第1号につきましては一応、一般会計の予算中、歳入の全部が総務委員会に付託されているわけですよ。今の温泉事業会計の、その企業の中身については当然これは経済建設委員会で議論していただくと。ただ、全体像が見えないということは確かにありますけども、そうすると、ある程度、全体の本会議なりそういうところで真意を質すと、そういうような方法になるかとは思いますが。各委員会ごとでそれを全部やるということはちょっと、委員会の所管からいってもちょっと好ましくないのかなというふうな気がしますけど。

○阿部 善一委員 そこなんだよね。だから、こういう問題というのは、ほかのやつもこれからも派生してくるものがあると思うんだよね。だから、そういうところも少し議運のほうでも問題提起して、こういう事案についてはどうするか。半分はここ、半分はここというこの議案整理の審議の仕方というのは。

○委員長（齊藤 明男） いろいろありますよね。教育委員会でもアリーナの問題については、所管は教育委員会ですけども。

○阿部 善一委員 主管が答弁できないというのは、非常にこれはもう委員会としての、おかしな話だなと思ってるんだけど。まあ、そういう決まりになっているから。

○委員長（齊藤 明男） 発注は調度課だから財務部になるから、それは総務の管轄になるんだけど、実際、現場のそういう内容については都市建設部でないとなかなかその辺把握できないというような、そういう問題がありますのでね。

○金澤 浩幸委員 ただ、議案としては質疑の場面があるわけだから、その場である程度やってもらっての、委員会付託されるわけで。

○阿部 善一委員 いや、でも今の段階で、そのマルとかバツとか三角とか言えば、一定の表示をしなければならぬわけですよ。

○金澤 浩幸委員 そこまで気がついてなかったのが、今明らかになったということでしょう。それは、どんな話でもあると。

○委員長（齊藤 明男） だから、議案が付託される前に質疑というものもありますよね。本会議で。そこまで気がつけばいいんだろうけど。

○金澤 浩幸委員 気がつかなかったというのはいっぱいある話であって、たまたま今の委員会でこういう話が出て、そう気がついたということなんだろうけど、それをやっちゃい出すと収拾がつかなくなるのかなと。

○委員長（齊藤 明男） 総務委員会は特に一般会計については歳入が主体だから。

○金澤 浩幸委員 あとは、例えばこの件に関して特別委員会をつくっちゃうとか、こういう議論でいかないと進みようがないかなと。

○委員長（齊藤 明男） そういうふうになっちゃうわね。

○小野沢 猛史委員 委員長、ここで話してもらちが明かない話だと思うので、そういう提案があったということは委員長から議運の委員長に申し入れしていただいて、議運で研究してくださいということではないんじゃないでしょうか。

○委員長（齊藤 明男） そういうことで、阿部委員、いいですか。

○阿部 善一委員 研究課題にしてください。

○委員長（齊藤 明男） 一応受けとめておきます。

あとありませんね。

（「はい」の声あり）

○委員長（齊藤 明男） ないようですので、発言を終結し、これで協議を終わります。

他の常任委員会の議案審査が終了してないため、ここで1の付託事件審査の議事を中断しまして、2の調査事件を先に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（齊藤 明男） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

2 調査事件

(1) 合併建設計画について

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件にかかわっては、前回の委員会において合併特例債の活用見込み額や合併建設計画の執行状況について、理事者に出席をいただいた上で調査を行ったところである。
- ・ 本日は、今後の進め方も含め、各委員に3点ほど相談をさせていただく。
- ・ 1点目は、前回、小野沢委員から提案があり、委員会として要求することとした資料の取り扱いについてである。資料の内容については、合併特例債にかかわって大きくは2点であり、1つは特例債の活用を見込める事業内容の把握ということで、特例債の対象となる事業について、起債予定事業としている函館公民館の改修の内容について、市民体育館の改修の議論の際に特例債を活用できないとした考え方について。もう1つは特例債の起債可能残額の今後の活用ということで、特例債の活用が見込まれる事業について。以上の資料を委員会として要求したところである。当該資料について理事者に確認をしたところ、公民館改修にかかわっては、現在、予算編成過程での検討段階にあり、その内容が確定した後に提出したい。また、特例債の活用が見込まれる事業についても、現在、策定中であるまちづくり3か年計画や財政の見通しに係る資料の内容が確定した後に提出したいとのことであった。正副としても、要求した各資料については、まとめて提出していただいたほうがよいと考えたので、全ての資料を理事者調製後に配付したいと思うので、了承願う。
- ・ 次に、今後の調査スケジュールに係る相談である。本件調査については、9月13日開催の委員会において、年度内を目途に取りまとめを行うことを確認したところである。また、理事者側のスケジュールとして、今後、来年3月には地域審議会に計画の変更素案を提出し、答申をいただくと。その後、

計画の変更素案を決定し、北海道との事前協議を経た上で変更案を決定。そして、9月議会において計画変更議案の提出というスケジュールが想定されているところである。このスケジュールの中で、来年3月の地域審議会への計画の変更素案の提出の段階においては具体的変更内容が示されることとなり、それ以降の委員会調査になると、議案の事前審査との関連が出てくることから、正副としては、来年の2月定例会中の委員会において、一区切りとして調査を終了してはどうかと考えるが、いかがか。(異議なし)

- ・ 次に、前回、阿部委員から提案があった合併4地域の地域審議会を含めた住民の方との懇談の場についてである。正副として、地域審議会の方々との懇談について検討させていただいたが、地域審議会については次回開催を来年の3月に予定しており、そこで合併建設計画の変更について具体的な協議を行うと伺っている。また、先ほど確認した調査スケジュールを考慮すると、日程的になかなか難しいものがあるのではないかと考えるところであり、今回の調査の中での委員会としての懇談の実施は見送り、各審議会の開催日が決定次第、事務局から各委員にお知らせするとともに、そのときの会議録についても配付したいと思うが、いかがか。(異議なし)
- ・ それでは次に、本日の確認内容を踏まえ、次回以降の進めについて相談をさせていただく。改めて、本件調査については、東日本大震災の発生に伴う法改正により合併特例債を起債することができる期間が延長されたことを受け、計画期間の延長についてなど、そのあり方を調査することとしたものである。ついては、調査の終了時期も見据え、次回の委員会においては、これまでの調査を踏まえた中で、正副から計画延長に係る委員会としての考えや今後の計画執行に係る考え方について、まとめの協議のための資料をお示しし、各委員に御意見をいただきたいと考えているが、このような進め方いかがか。(異議なし)
- ・ その他、本件にかかわって各委員から何か発言はあるか。(なし)
- ・ 本件については、委員会の閉会中継続調査事件とすることでよいか。(異議なし)
- ・ ただいま決定した閉会中継続調査事件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思うが、これに異議ないか。(異議なし)
- ・ 議題終結宣告

(2) 今後の公共施設のあり方について

○委員長(齊藤 明男)

- ・ 議題宣告
- ・ 本件にかかわっては、これまで本市の現状の把握や他都市の取り組み状況等について調査を行ってきた。また、今後は、前回の委員会において確認したとおり、検討項目を絞った中で委員間協議を行い、今年度内を目途に調査結果を取りまとめることとしている。
- ・ そこで、本日は委員会での検討項目の整理、確認を行いたい。
- ・ 本件の検討項目に係る正副案を配付しているので、確認願う。これまでの議論等も踏まえ、大きくは5項目、記載している。まず、1の公共施設全体の見直しの必要性については2点、総論としての見直しの必要性や、いわゆる総論賛成、各論反対に対する考え方について議論してはどうかと考えた。

同様に、2の目標設定については3点、目標設定の必要性や目標の捉え方、実態、数値把握の必要性について。次に、3の計画の管理推進体制については2点、全庁的な連携体制や一元的な進捗管理の必要性について。次に、4の見直しに当たっての視点については3点、周辺施設、類似施設の活用や民間施設の活用、町会等の地域力や民間活力の活用について。最後に、5の市民への説明・意見聴取については2点、市民説明、意見聴取に当たっての配慮、多様な市民意見への対応のあり方について、議論してはどうかと考えた。検討項目について、各委員から項目追加など何かあるか。

○浜野 幸子委員

- ・ 追加というのではなく、この中にみんな入るので、いいのではないか。

○阿部 善一委員

- ・ これ1つ1つやっていくってことか。総体でやるということか、まとめて議論するということか。

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 各項目ごとに各委員の議論をいただきたいと考えている。（異議なし）

○委員長（齊藤 明男）

- ・ それでは、検討項目については、ただいま確認した内容で決定をさせていただく。
- ・ ここで各委員に相談だが、取りまとめの方向性と具体の進め方についてだが、まず、取りまとめに当たっては、理事者の取り組みに対してということではなく、委員会として今後の公共施設のあり方についてをどう考えるのか、どう捉えているのかという視点で、また、個別具体の施設を限定するものではなく、全体としての議論ができればと考えており、次回の委員会においては、各検討項目に基づき、各委員から意見や考えを伺いたいと考えている。その後、その内容を踏まえ、正副からまとめ案をお示しし、その案に対する意見を伺いながら最終の取りまとめをしていきたいと、このような進め方を考えていたが、各委員、いかがか。（異議なし）
- ・ 各委員においては、次回の委員会に向け、各検討項目についての検討方、よろしく願います。
- ・ その他、本件にかかわって各委員から何か発言はあるか。（なし）
- ・ 本件については、委員会の閉会中継続調査事件とすることでよいか。（異議なし）
- ・ ただいま決定した閉会中継続調査事件については、先ほどの理由をもって議長に申し出たいと思うが、これに異議ないか。（異議なし）
- ・ 議題終結宣告

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 休憩宣告

午前11時23分休憩

午前12時00分再開

（企画部・総務部・財務部・消防本部・教育委員会入室）

○委員長（齊藤 明男）

- ・ 再開宣告
 - ・ ここで、他の常任委員会の議案審査が終了したので、中断していた1の付託事件審査の議事に戻りたいと思うが、よいか。(異議なし)
-

1 付託事件審査

○委員長(齊藤 明男) これより、各事件について順次、採決いたします。

まず、議案第1号平成25年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(齊藤 明男) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号函館市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の制定について、議案第13号函館市税条例の一部改正について、議案第24号函館市学校給食共同調理場条例の一部改正について、議案第30号函館市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議案第31号函館市火災予防条例の一部改正についての以上5件を一括して採決いたします。

各案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第12号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第20号函館市都市公園条例の一部改正について、及び議案第23号函館市芸術ホール条例の一部改正についての以上3件を一括して採決いたします。

各案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」、「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありますので、起立により採決いたします。

各案を原案のとおり可決することに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(齊藤 明男) 起立多数であります。したがって、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで理事者は御退席ください。

(企画部・総務部・財務部・消防本部・教育委員会退室)

○委員長(齊藤 明男) お諮りいたします。

委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(齊藤 明男) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました事件は全て議了いたしました。

3 その他

○委員長（齊藤 明男）

- ・ その他、各委員から何か発言あるか。（発言なし）
- ・ 散会宣告

午後 0 時03分散会